

# 経済的に困窮する 方々への支援

1

## 自己破産手続と生活保護申請の同行支援

多重債務に苦しむ方からの依頼があると、裁判外和解交渉(任意整理)や貸金請求訴訟の被告事件等に代理人として関与したり、自己破産を選択した方に対しては破産申立書の作成等を行っています。こうして借金問題を解決します。

生活に困窮している方(働けず収入が無い方など)に対しては、生活保護を利用して生活再建を目指すよう助言することも少なくありません。そして、本人が福祉事務所へ生活保護申請するときには同行支援も行います。



## 2

## 各種社会保障制度の活用を提言



生活保護や国民健康保険料の減免制度をはじめとする各種社会保障は、正しく運用されなければなりません。また、そうした制度が存在することを市民の皆さんが知らなければ利用することもできません。私たちは、こうした各種社会保障制度の周知徹底・運用改善の提言なども行います。

## 3

## 社会的弱者の法的支援

経済的に困窮し路上生活を余儀なくされた方や刑事施設を出た方などが、就職をするなどして経済的な自立をはかり、安定した社会生活を営んでいくためには、法的な問題の解決が必要な場合も多く存在しています。

私たちは、路上や救護施設・更生保護施設などでの相談会を通じて社会的弱者と呼ばれる方々を法的に支援します。

